

消費税増税に伴う経過措置は設計・工事監理業務委託契約にも適用されるか

相談 内容	<p>2019年10月1日より、消費税率が現在の8%から10%にアップすることとなっているが、請負工事においては契約締結日が2019年3月31日までであれば、実際の工事着手がそれ以後であって、引き渡し日が2019年10月1日以後であっても、税率は8%が適用されるという経過措置が設けられている。</p> <p>工事請負契約の事例は多くの情報があるが、設計や工事監理の業務委託に関する経過措置については情報がない。経過措置の有無について確認したい。</p>
回答 内容	<p>2019年10月1日からの消費税増税に関する経過措置については、国税庁のホームページに詳しく情報が掲載されていますので確認ください。</p> <p>その内容を確認しますと、工事請負契約に類する契約の定義が以下のように示されています。</p> <p>以下の内容からは、建築物の設計や工事監理に関する業務委託契約の関しても、工事請負契約と同様に経過措置が適用されると考えられます。</p> <p>なお、変更契約や契約書がない場合などの考え方も、工事請負契約と同様の考え方が示されていますので確認ください。</p> <p>工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」とは、「測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）」と規定されています（改正令附則4⑤）。</p> <p>【Q&Aから】</p> <p>なお、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用対象となるのは、これらの契約のうち、仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているなど一定の要件を満たすものに限られますから（改正令附則4⑤）、個々の契約内容により経過措置の適用の有無を判断することになります。</p> <p>掲載URL https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf</p>